

令和 6 年 8 月 1 5 日
西日本高速道路株式会社
四 国 支 社

入札参加資格停止措置について

1. 入札参加資格停止業者

	入札参加資格停止業者		住所
①	鉄建建設株式会社	元 請	東京都千代田区神田三崎町 2 - 5 - 3
②	大企建設株式会社	1 次下請	香川県善通寺市櫛梨町 5 0 0 - 1

2. 入札参加資格停止期間：令和 6 年 8 月 1 5 日から令和 6 年 9 月 1 1 日まで（4 週間）

3. 入札参加資格停止措置対象地域：地域 3

4. 事実概要：

本件は、「高松自動車道 土器川橋耐震補強工事」の施工にあたり、土器川橋上り P5 橋脚において、RC 巻立て用の鉄筋を足場内に取り込むため、足場の一部を解体していた。被災者は 3 段目の足場上で 4 段目の筋交いを撤去していたが、堅固に取り付けされており、力を入れたところバランスを崩し、後ろに足をつこうとしたが 3 段目作業床の足場板 2 枚のうち 1 枚が撤去されていた（※1）ことから、作業床の開口から 1.9m 下の 2 段目足場に作業員 1 名が転落したものの。

※1 足場板は 2 段目の作業員が撤去しても問題ないだろうと思い、撤去していたもの。

5. 入札参加資格停止措置理由：

工事等の施行に当たり安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故を発生させたことは、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領」（平成 1 7 年 1 1 月 3 0 日付要領第 9 6 号）別表第 1 第 7 号及び第 4 条第 2 項に該当する。

（参考）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第 1

措 置 要 件	地域及び期間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 7 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から 2 週間以上 4 月以内

○問合せ先：西日本高速道路株式会社 四国支社 総務企画部 経理課

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第3

地域区分

地域	都道府県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県(※1)、奈良県、和歌山県及び岡山県(※2)
2	兵庫県(※3)、鳥取県、島根県、岡山県(※4)、広島県及び山口県(※5)
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県(※6)、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字棕野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る。